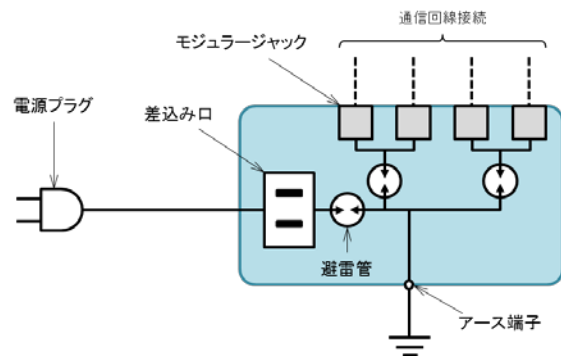


商品名等 (電気用品名等)	通信端末用雷防護タップ
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 商用電源を使用する通信端末等の情報通信機器の雷防護を目的とした製品。ADSL等の通信回線又は商用電源から侵入してくる雷サージを大地に流すことで、情報通信機器を雷害から守るもの。</p> <p>○構造、仕様、意匠 電源プラグ付コード、電源プラグ差込み口、モジュラージャック、アース端子及び雷防護素子等搭載基板から構成され、合成樹脂製ケースに収めてある。雷防護素子等搭載基板には、避雷管、バリスタ等を配置しており、通信回線又は商用電源線に雷サージによる過電圧が生じた場合、雷サージをバイパスすることで通信端末等を防護する。</p> <p>定格：AC100V、15A、50/60Hz 寸法：W48×H77×D33mm 電源コード長：約1m</p> <p>あくまで雷防護を目的とした製品であり、コードの延長接続を目的とする製品と混同するような製品紹介等を行わない。 当該製品は、通信事業者指定の工事業者によって、モデム、ルータ等の通信端末とともに、回線契約者宅に設置される。</p> <p>○主な使用者、販売先 通信事業者に納入し、通信事業者と回線契約をした一般家庭に貸与される。</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品のうち、配線器具の「差込みプラグ」、合成樹脂系絶縁電線類の「その他のビニルコード」及び配線器具の「その他の差込み接続器」としてそれぞれ取り扱う。</p>	



(理由)

「電気用品の範囲等の解釈について」I二3. 3(15)において、避雷機能が付加された接続器で構成されたものも「延長コードセット」で対象として取り扱う旨の解釈が示されているが、この解釈では、電源線に単に「避雷機能」を付加した簡易的なものを意図しており、本製品のような通信回線に対する避雷機能を有するものまでは含まないと考えられる。当該製品はコードの延長接続を目的とした製品ではなく、雷防護を主目的とした製品と考えられることから「延長コードセット」とは解釈せず、製品を構成する電気用品について個々に対象非対象を判断することが妥当と考える。

個々について、電源プラグ差込み口、モジュージャック等を備えた雷防護タップ本体部は、接続器に避雷機能が付加されたものであることから、特定電気用品の「その他の差込み接続器」で対象として取り扱うことが妥当と判断する。また、電源プラグ付コードは、特定電気用品の「差込みプラグ」及び「その他のビニルコード」でそれぞれ対象として取り扱う。